平成２２年（フ）第１７８８号
茨城県かすみがうら市牛渡2553
破産者　嶋田　尚秀
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５６７号
神奈川県川崎市多摩区生田６丁目４―17―001
破産者　片山　拓也
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６８７号
千葉県船橋市新高根６丁目６―６
破産者　佐藤　克宏
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３８１号
茨城県行方市麻生1916番地３
破産者　三証樹脂株式会社
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４７７号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林386―２―709、住民票上の住所茨城県古河市松並１丁目21―23
破産者　岡安　　孝
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６９２号
神奈川県横浜市港北区岸根町409―６―601
破産者　近藤　和裕
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６６４号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目51番５号
破産者　株式会社タクト
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６６５号
東京都練馬区上石神井２丁目37―８―402、開始決定時の住所東京都国分寺市東恋ヶ窪４丁目15―９―505
破産者　荻野　明彦
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０１５号
千葉県柏市大津ケ丘３丁目19―３
破産者　平澤　邦彦
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６０２号
千葉県船橋市松が丘４丁目22―24
破産者　瀬間　洋子
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０２８号
神奈川県藤沢市石川３丁目８番地の４
破産者　有限会社ハマハツ産業
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０２９号
神奈川県横浜市青葉区みたけ台15―42
破産者　浜田　冬人
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３０３０号
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央２丁目17―12
破産者　山田香代子
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４０８４号
神奈川県横浜市青葉区みたけ台21―12―203
破産者　藤川　伸夫
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５００３号
千葉県松戸市東平賀485―４―206
破産者　遠田　吉隆
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６９４号
埼玉県越谷市千間台西３丁目２　パークタウン４―401
破産者　須藤　　明
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７８６号
東京都小平市小川東町1834―55―105
破産者　武藤　　豊
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７８７号
東京都小平市小川東町1834―55―105
破産者　武藤　珠生（旧姓藤田・不破・荒武）
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２７６号
千葉県木更津市吾妻地先　吾妻宿舎３棟203号
破産者　柏原　大督
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４６１号
東京都大田区山王３丁目27―１　カドヤ第11ビル―106
破産者　寶福　仁志
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５６１号
千葉県市原市五井1930―１―105
破産者　梅野　義政
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６０４号
東京都東大和市向原６丁目1201―２―203
破産者　加藤　　暁
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部